

滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領

(目的)

第1条 滋賀県健康福祉サービス評価システム推進事業実施要綱第4の規定に基づき評価結果の取扱いおよび公表方法等に関し必要な事項を定める。

(評価結果の報告)

第2条 評価機関は、評価結果を「滋賀県健康福祉サービス第三者評価結果報告書」（別添1）により県に報告するものとする。

- 2 評価結果について、事業者の同意が得られない評価項目等がある場合には、併せてその項目等を報告するものとする。
- 3 第1項による報告は、評価結果の確定後速やかに行うものとする。

(評価結果の公表)

第3条 県は、前条による報告を受け、別紙様式により、次に掲げる事項について評価結果を公表するものとする。

- (1) 事業者情報（法人等名、事業所名、種別、代表者名、定員、所在地等）
- (2) 第三者評価機関名および評価実施期間
- (3) 評価項目の評価結果
- (4) 評価の概要（総合評価、特に評価の高い点、改善を求められる点）
- (5) 第三者評価結果に対する事業者のコメント

- 2 事業者の同意が得られない評価項目等がある場合においては、前項第1号および第2号のみを公表し、前項第3号、第4号および第5号は公表しないものとする。
この場合「事業者の同意が得られないと非公開とする」旨を付記し公表するものとする。

(評価機関における公表)

第4条 第2条による報告をした評価機関においては、第3条に定める取扱いに準じ評価結果の公表を行うものとする。

(公表期間)

第5条 評価結果の公表は速やかに行うものとし、公表期間は評価実施時の翌年度から起算し5年までとする。

(受審済証の交付)

第6条 県は、第2条による報告を受けた当該事業者に対して「滋賀県健康福祉サービス第三者評価受審済証」（別添2）を速やかに交付するものとする。

附則

この要領は、平成18年9月14日から施行する。

この要領は、令和7年12月9日から施行する。

別添 1

年 月 日

滋賀県知事 あて

法 人 名
代表者氏名

印

滋賀県健康福祉サービス第三者評価結果報告書

第三者評価の結果について、滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領第2条の規定により報告します。

記

1 サービス事業者名

2 評価結果の内容および公表に関するサービス事業者の同意について (記入例)

- ・評価結果の内容および公表についてサービス事業者の同意を得ています。
- ・○○に関する評価結果の内容について同意が得られないため、滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領第3条第2項により取り扱い願います。

3 評価結果 別添のとおり (別紙様式を添付)

健康福祉サービス第三者評価結果 公表 共通様式

1 事業者情報

福 祉 サ ー ビ ス の 種 別	
事 業 所 名	
代表者氏名（管理者）	
法 人 名	
定 員（利 用 人 数）	
施 設・事 業 所 所 在 地	
T E L	
F A X	
電 子 メ ー ル	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	

2 第三者評価機関

第 三 者 評 価 機 関 名	
評 価 実 施 期 間	

3 評価の概要

○ 総合評価

○ 特に評価の高い点

○ 改善を求められる点

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

5 評価項目毎の評価結果

(別添)

評価結果

大項目

中項目	第三者評価結果	記述欄
小項目	a・b・c	(コメント)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
中項目	第三者評価結果	
小項目	a・b・c	(コメント)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	

大項目

中項目	第三者評価結果	記述欄
小項目	a・b・c	(コメント)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
中項目	第三者評価結果	
小項目	a・b・c	(コメント)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
中項目	第三者評価結果	
小項目	a・b・c	(コメント)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	

滋賀県健康福祉サービス

第三者評価受審済証

法人名 『法人名』

施設名 『施設名』

評価機関名 『評価機関名』

貴事業所は滋賀県が認証した評価機関による健康福祉サービス

第三者評価を受審し、その結果を公表されたことを証します

記

1 サービス種別 『サービス種別』

2 評価年月日 『評価年月日』

3 結果の公表 『結果の公表』

4 公表期間 『公表期間（始）』～『公表期間（至）』

『発行日』

滋賀県知事 三日月 大造 公印